

議第 1518号

金沢都市計画道路の変更（石川県決定）

1. 都市計画道路中1・2・1号森本松任線を1・2・1号大河端松任線、及び1・2・2号森本木越線に、3・3・3福久福増線を3・3・3号木越福増線に、3・3・17号福久町線を3・3・17号福久木越線に名称を改め次のように、3・3・8号東山内灘線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造式	車の線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1・2・1	大河端松任線	金沢市大河端町東	野々市市柳町	金沢市戸水町専光寺町	約9,370m	嵩上式	4車線	33m		
			なお、次の幹線街路との交差点部に出入口を設ける。 木越福増線、諸江向栗崎線、北安江栗崎線、金沢駅港線、金石街道線、専光寺野田線、西部緑地福増線								
自動車専用道路	1・2・2	森本木越線	金沢市今町ニの部	金沢市木越町ハの部	金沢市福久町	約3,670m	嵩上式	4車線	33m		
			なお、次の幹線街路との交差点部に出入口を設ける。 森本津幡線、森本野々市線、木越福増線								
幹線街路	3・3・3	木越福増線	金沢市木越町ハの部	金沢市福増町南	金沢市戸水町赤土町	約11,090m		4車線	22m		
	構造形式の内訳		金沢市木越町イの部	金沢市大河端町東	金沢市北寺町	約1,680m	嵩上式		34.5～58.9m		
						約9,410m	地表式			22～33.5m	幹線街路と平面交差18箇所
	3・3・8	東山内灘線	金沢市東山3丁目	内灘町向栗崎ぬの部	金沢市高柳町木越町	約8,630m	地表式	4車線	25m	JR北陸本線と立体交差 北陸自動車道と立体交差 幹線街路森本野々市線福久木越線と立体交差 幹線街路と平面交差9ヶ所	
3・3・17	福久木越線	金沢市福久町リの部	金沢市木越町ハの部		約960m	地表式	4車線	24m	幹線街路と平面交差2箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

金沢外環状道路海側幹線は、金沢都市圏の骨格を形成して交通の円滑化を図るとともに、能登・金沢・加賀の連結を強化して広域交流を推進し、環状機能の向上を図り、沿道産業の基盤形成を行う自動車専用道路4車線と幹線道路4車線の8車線道路である。

1・2・1号森本松任線は、金沢外環状道路海側幹線の本線部に位置付けされる自動車専用道路である。今回、金沢外環状道路海側幹線の金沢市福久町から大河端町までの区間において、将来交通量が減少するため、自動車専用道路4車線と幹線道路4車線の8車線道路を、幹線道路「3・3・3木越福増線」の4車線に変更する。このことに伴い、金沢市大河端町東から野々市市柳町区間を「1・2・1号大河端松任線」として延長をL=9,370mに、金沢市今町二の部から金沢市木越町ハの部まで区間を「1・2・2号森本木越線」として延長をL=3,670mに変更する。併せて、車線数を4車線に決定する。

3・3・3号福久福増線は、金沢外環状道路海側幹線の側道部に位置付けされる主要幹線道路である。今回、金沢外環状道路海側幹線の金沢市福久町から大河端町までの区間において、将来交通量が減少するため、自動車専用道路4車線と幹線道路4車線の8車線道路を幹線道路4車線に変更することに伴い、起点を金沢市福久町から金沢市木越町に変更し、路線名を「3・3・3号福久福増線」から「3・3・3号木越福増線」に、延長をL=12,340mからL=11,090mに変更する。併せて、車線数を4車線に決定する。

3・3・8号東山内灘線は、能登有料道路や内灘町住宅地と金沢の市街地を結び、能登と金沢の連結を強化して広域交流を推進させる幹線街路である。今回、金沢外環状道路海側幹線の金沢市福久町から大河端町までの区間において、将来交通量が減少することに伴い、3・3・3号福久福増線との交差点部において左折レーンの削除を行う。併せて、車線数を4車線に決定する。

3・3・17号福久町線は、3・1・1号森本野々市線と3・3・3号福久福増線とを福久町で接続させることにより、環状機能の向上を図る幹線道路である。今回、3・3・3号福久福増線の起点を金沢市福久町から金沢市木越町に変更することに伴い、起点を金沢市福久町から金沢市木越町に変更し、路線名を「3・3・8号福久町線」から「3・3・8号福久木越線」に、延長をL=300mからL=960mに、幅員を27mから24mに変更する。併せて、車線数を4車線に決定する。